

1 - (1) 個人情報開示請求の手数料について

法89条2項 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

〈現在の状況〉

【川口市】

手 数 料：無料

※自己情報コントロール権が根拠のため

写しの交付費用：実費相当額

※白黒10円、カラー50円・80円

【国の行政機関】

手 数 料：300円

写しの交付費用：なし

※実費費用として手数料に含まれている

〈国の見解及び留意事項〉

- ・手数料は無料とすることもできる
- ・手数料とは別に写しの交付費用を徴収することもできる
- ・法の手数料には開示の実施費用も含まれているため、手数料と写しの費用を両方徴収する場合は、重複して徴収することのないよう留意する
- ・手数料は利用しやすい額とする（89条5項）

〈情報公開請求との比較〉

手数料：1文書当たり市民100円、市民以外200円

理 由：受益者負担の原則、権利濫用の抑制

〈本市の方針〉①、②のいずれかで検討

① これまでと同様、手数料は無料とし、写しの費用のみ実費負担とする。（想定平均負担額：90円）※

② 手数料100円と写しの実費費用を両方徴収する。（想定平均負担額：290円）

（100円は利用しやすい額であり、かつ写しの交付費用とも重複しないことにも配慮した額）

※ 想定平均負担額は過去3年分の1請求当たりの実績値を基に算出：平均交付枚数9枚×10円=90円、平均文書数2件×100円=200円

1 - (2) 行政機関等匿名加工情報の提案募集及び当該事務の手数料について

1. 匿名加工情報とは

氏名等の個人情報を削除して、特定の個人が識別されないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

2. 行政機関等匿名加工情報とは

行政機関等が保有する個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報

法111条の規定により、行政機関の長等は、定期的に行政機関等匿名加工情報の提案募集を行わなければならないとされているが、附則7条の規定により、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関は、当分の間、提案募集の実施は任意とされている。

[任意とした理由]

- ・政令市以外の市町村に義務付けても、費用に見合った便益を得られる見込みが乏しいこと
- ・地方公共団体から非識別加工情報へのニーズに疑問の声が少なからず寄せられていたこと等

〈匿名加工情報のイメージ〉

氏名	川口 太郎
住所	川口市青木2-1-1
年齢	38歳
職業	川口市役所職員



氏名	削除
住所	川口市
年齢	30代
職業	公務員

〈本市の実績〉

本市条例に匿名加工情報（現行制度における非識別加工情報）に関する規定はなく、提供の実績もない。

〈本市の方針〉

これまで提供を求められた実績もないことから、当分の間、提案募集は行わず、手数料に関する規定も設けないこととし、他市の動向を注視しながら適切な時期に判断する。

行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る事務の流れ（1 - (2) 追加資料）

1. 募集の公示・実施

↓ 提案の募集に関し必要な事項を毎年度1回以上、30日以上期間を定めてインターネットその他の適切な方法により公示する
掲載事項：提案募集の開始日及び期間、対象となる個人情報ファイルの一覧、各個人情報ファイルの概要

2. 提案書の受付

↓ 提案書の記載事項：①氏名（法人の場合は代表者の氏名）、住所、連絡先 ②提案に係る個人情報ファイルの名称 ③本人の数
④加工方法を特定するに足りる事項 **⑤利用の目的及び方法その他事業の内容** ⑥事業の用に供する期間
⑦漏えい防止等適切な管理のための措置 ⑧希望する提供方法

↓ ※ ⑤により「**新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現**」（第1条の目的に記載）に資する理由を確認することとなる

3. 提案の審査

↓ 審査基準：①欠格事由 ②本人の数 ③加工方法 ④事業の目的及び内容 ⑤事業の用に供しようとする期間 ⑥安全管理措置
⑦行政機関等の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で作成できること

4. 手数料の額の確定

↓ 例：基本事務に対応する金額21,000円 + 作成の時間1時間毎3,950円 + 作成を委託した場合の実費費用

↓ ※以下は審査基準に適合した場合の流れ

5. 審査結果の通知（通知書には契約締結に関する申込書及び契約書を添付する）

6. 手数料の納付及び契約の締結

7. 行政機関等匿名加工情報の作成、提供

2 - (1) 条例要配慮個人情報について①

法60条5項 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

1. 要配慮個人情報とは（詳細は別紙参照）

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（法2条3項）

（例）障害に関する情報、犯罪歴、嫡出子・非嫡出子に関する事項、アイヌ等特定の民族の出身である情報 等

ただし、取得や利用、提供における特別な制限はなく、条例による制限の不可も認められていないため、取扱い上は他の個人情報との差は生じない。（現行条例においては、6条2項により収集の制限がある。）

他の個人情報と差が生じるものとしては、個人情報ファイル簿等への記載、個人情報保護委員会への漏えい等の報告がある。

2. 条例要配慮個人情報とは

要配慮個人情報には含まれてないものの、地域の特性その他の事情に応じて、不当な差別、偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めるもの

（国が示した例）生活保護受給情報、LGBTに関する情報、一定の地域の出身である事実

上記は国において保有が想定されないものであるが、自治体においては保有することが想定されるため、条例による規律が認められている。

ただし、要配慮個人情報と同様、取得や利用、提供等において独自の制限を付加することは認められておらず、他の個人情報と差が生じるものとしては、現段階では個人情報ファイル簿等への記載のみである。（漏えい時の報告は国において検討中）

2 - (1) 条例要配慮個人情報について②

〈本市の状況〉

国の例示のうち、本市が保有している個人情報は「生活保護受給情報」のみであり、他の二つの情報は保有していない。生活保護受給情報については、保有してはいるものの、条例6条2項に規定するセンシティブ情報としての取扱事例はない。各課へ照会では「生活保護受給情報」を希望する旨の回答が数課からあった。

〈判断のポイント〉

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものかどうか。条例で規定したとしても業務遂行上の取扱いは他の個人情報と変わらず、特別な制限を付加することもできない。



〈本市の方針〉 ①、②いずれかで検討

- ① 要望のあった「生活保護受給情報」を規定する
- ② 条例要配慮個人情報は規定しない

※例示されている「LGBTに関する情報」「一定の地域の出身である事実」は、将来的に保有した段階で検討すれば足りると思われるので、現段階では選択肢から除外した

2 - (2) 個人情報取扱事務登録簿について

1. 個人情報ファイルとは

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索できるよう体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物。法ではこの個人情報ファイルを基礎とし、必要事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成、公表することで、市が保有している個人情報がどのような目的で利用されているのか等を本人が把握できるようにし、透明性を確保することとなる。

2. 個人情報取扱事務登録簿とは

これまで本市では、条例7条の規定により「個人情報取扱業務登録票」を作成、公表してきたが、上記のとおり今後は個人情報ファイル単位での公表となる。しかし、個人情報ファイル簿の作成義務には一定の基準があり、全ての個人情報ファイルに作成義務が課されているわけではなく、また、事務の中には個人情報ファイルを有していないものも存在する。

そこで、法では75条5項の規定により、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成、公表することを妨げないとし、条例で定めることにより、これまでと同様に事務単位での帳簿（個人情報取扱事務登録簿）の作成、公表が認められている。

〈個人情報取扱事務数と個人情報ファイル数〉

個人情報取扱事務数：1,050 個人情報ファイル数：750

〈個人情報の利用目的の明示〉

法62条により、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、原則として、利用目的を明示する義務がある



〈本市の方針〉

個人情報取扱事務数と個人情報ファイル数の比較ではそれほど大きな乖離は見られなかった。事務簿とファイル簿の記載事項は重複するものが多く、また、現行制度においても利用実績が少なく、事務負担に対する有用性も限定的と考えられる。利用目的等が明らかになる事務数は減ることになるが、利用目的自体が明らかな事務も多数存在することや、法による利用目的の明示義務等もあることから、ファイル簿のみとしてもこれまでの水準は保たれると考えられる。なお、現行の個人情報取扱業務登録票は当分の間、市政情報コーナーで公開することとし、市民からの要望が多く寄せられた場合には事務簿の作成について検討する。

2 - (3) 個人情報開示請求等の決定期限について

〈法の期限〉

- ① 開示、訂正、利用停止請求の期限
請求があった日から30日以内
※初日は算入しない（民法140条）
期間の末日が休日の場合は翌日に満了（民法142条）
 - ② 延長期限
30日以内
- ① + ② = 60日

〈現行条例の期限〉

- ① 開示、訂正、利用停止請求の期限
請求があった日から起算して15日以内
※請求があった日を1日目とする
市の休日を含まないため、実質的には最短19日間
 - ② 延長期限
30日以内（実質的には最短40日間）
- ① + ② = 59日（最短）

〈国の見解〉

法108条の規定により、開示等の手続に関する事項について、規定に反しない限り、条例で必要な事項を定めることを妨げないとしており、開示等の決定期限を法よりも短縮することは許容れるとしている。しかし、期間の計算方法については、民法の規定以外の方法では認めないとされているため、これまでの本市の規定と同様の起算方法は認められないことになる。



〈本市の方針〉

開示請求から決定に至るまでの平均日数は概ね10営業日程度であり、現行制度における期間の満了を待たずに決定していることが多いが、当然ながら請求内容によりぎりぎりになるケースもある。また、上記のとおり、これまでと同様の期限を設けることはできず、〇日以内という具体的な日数を規定することとなるが、30日より短い期間としなければならないため、大型連休の前に請求があると非常にタイトなスケジュールになる可能性がある。

以上のことから、条例において期限の短縮は行わない。

2 - (4) その他

法においては、前述のもの以外にも以下のものについて条例で規定することを許容している。

- ① 不開示情報に関する事項（情報公開条例における開示又は不開示情報との整合を図る規定を設けるもの）
- ② 開示請求等の記載事項
- ③ 審議会への諮問事項



上記①については、法規的な視点による調整事項に留まるものであり、②については実務上必要であれば記載事項を追加する（現段階においては特になし）ものである。

③については、これまでのような諮問の義務付けといった制限を付加することは認められておらず、諮問事項の例示もされていない現状において、諮問を受ける側が方針を示すものではない。

以上のことから、その他の事項については、審議会の意見は示さない。

3 - (1) 情報公開請求の決定期限について

〈個人情報開示請求の期限〉

- ① 開示、訂正、利用停止請求の期限
請求があった日から30日以内
※初日は算入しない（民法140条）
期間の末日が休日の場合は翌日に満了（民法142条）
 - ② 延長期限
30日以内
- ① + ② = 60日

〈情報公開請求の期限〉

- ① 開示の期限
請求があった日から起算して15日以内
※請求があった日を1日目とする
市の休日を含まないため、実質的には最短19日間
 - ② 延長期限
30日以内（実質的には最短40日間）
- ① + ② = 59日（最短）

〈想定される問題点〉

上記2（3）のとおり、個人情報開示請求と情報公開請求の決定期限及び請求日からの起算方法に差が生じることになるが、請求に対する事務手続は両請求とも変わらないため、決定期限に差を設けることは市民及び職員に混乱をもたらすことが想定される。ただし、両者の決定期限を合わせる場合は、情報公開条例における起算方法が認められていないため、法の規定に合わせる形になるが、法の期限に合わせることは、実質的に情報公開請求の決定期限を延ばすことにもなる。



〈本市の方針〉 ①、②のいずれかで検討

- ① 法の規定に合わせ、決定期限及び延長期限をそれぞれ30日とする。
- ② 決定期限を合わせず、現行条例のままとする。

3 - (2) 情報公開請求における開示の実施の申出について

〈個人情報開示請求における開示までの流れ〉

- ① 決定通知の送付（市）
↓
- ② 30日以内に開示の実施の申出（請求者）
↓※期限内に申出をしない場合、開示を受けられなくなる
- ③ 開示の実施

〈情報公開請求における開示までの流れ〉

- ① 決定通知の送付（市）
↓※連絡の際に来庁の日時を決める
- ② 開示の実施

〈想定される問題点〉

個人情報開示請求における開示の実施の申出は、条例で省略することは認められておらず、必ず行うことになるため、両請求の処理を統一しなければ、事務処理手続に差が生じ、市民及び職員に混乱を与える恐れが生じる。仮に正当な理由なく30日以内に申出を行わなかった場合は、開示を受けることができなくなるが、決定通知書の中に開示の実施の申出が必要な旨の記載がされるとともに、申出書が同封されるため、開示の実施を受ける意思があれば、適切に受けられるものと考えられる。

一方、現行の情報公開条例の方法では、請求をしたものの開示を受けない請求者が散見されているところ、受け取りに来ない文書の処理に関する決まりがないため、当該請求に係る文書を廃棄もできないという問題があるが、法の方法であればこの問題が解消されることとなる。



〈本市の方針〉

類似事務において手続に差を設けることは望ましくないこと、及び現行制度の課題も解消されることから、法に合わせて情報公開請求においても開示の実施の申出を行うこととする。

請求者が行うべき手続が増えるため負担が増えることになるが、安定的な制度運営の観点からは許容の範囲内と考える。